

徳島県交通安全協会だより（令和8年9月号）

生活道路の法定速度が引き下げられます （道路交通法施行令の改正）

～ 令和8年9月1日から～

生活道路とは

- 主に日常生活に使用される、中央線や中央分離帯がない1車線の道路で道幅が5.5メートル未満の道路が該当します。
- 生活道路は、全国の国道、都道府県道、市町村道の約7割を占めています。

法定速度の変更

- これまでの時速60kmから、時速30kmに引き下げられます。
- ただし規制標識がある道路では、標識で示された速度が最高速度となります。

改正された理由

- これまで道路標識等のない生活道路では、自動車の最高速度は時速60kmと定められていましたが、歩行者や自転車利用者が死傷する割合が高い傾向にあることから、最高速度が引き下げられることになりました。

なぜ時速30km？

- 過去の交通事故を調査した結果、車の速度が時速30kmを超えると、歩行者と衝突したときの致死率が急激に高くなることが明らかになったためです。

**9月1日以降、生活道路をこれまでどおり
時速60kmで走行し、検挙された場合**

**一発で免許停止
（違反点数6点）**